朝日新聞　第3種郵便物認可

強制入院や分離教育 廃止勧告

障害者権利条約 日本を国連審査

障害に基づくあらゆる差別の禁止や教育の平等などを定めた「障害者権利条約」について、国連の委員会が日本の取り組みを初めて審査し、勧告を公表した。障害者の強制入院や分離された特別な教育などをやめるよう求めた。審査では政府の対策が不十分な課題が明らかとなり、障害者らから改善を急ぐべきだとする声が上がった。

勧告では、精神科病院での無期限の入院の禁止や、施設から地域生活への移行を目指す法的な枠組みづくり、障害のある子とない子がともに学ぶ「インクルーシブ教育」の確立のためにすべての障害のある生徒が個別支援を受けられるよう計画を立てるといった対応の必要性が指摘された。

また、障害者の強制入院を「差別」とし、自由を奪うことを認めるすべての法的規定の廃止を求めた。旧優生保護法下で不妊手術を強いられた被害者への謝罪や、申請期間を限らない救済なども盛り込まれた。

障害者権利条約は2006年に国連で採択。08年に発効し、日本は14年に批准。今年8月下旬にはスイスで初の対面での審査を実施。国連の障害者権利委員会の委員が日本政府の代表団に質問し、そのやりとりを踏まえた上で9月9日に勧告が提示された。法的な拘束力はないが政府は対策を講じるよう求められている。

17～20年に障害者権利委員会委員を務めた石川准・静岡県立大名誉教授は「特に精神医療やインクルーシブ教育など国内で課題が多く残る分野について踏み込んでおり、的を射た内容。政府は勧告内容と向き合い、条約が求めるあるべき社会との距離を埋めていくことが大事」と指摘する。

（森本美紀、石川友恵）

■勧告の主なポイント

強制入院

障害者の強制入院によって自由を奪うことを認めるすべての法的規定の廃止

精神科病院のあり方

隔離・身体拘束、強制投薬など強制治療を正当化する法律への懸念など

脱施設化

障害児を含む障害者の施設収容の廃止など

インクルーシブ教育

分離された特別教育をやめるため、すべての障害のある生徒が合理的な配慮と、必要な個別の支援を受けられるようにすることなど

人口1千人あたりの精神医療分野での病床数

日本医師会の資料から

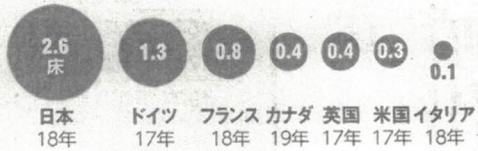

多い精神科病床 カギで管理も

「日本の施設は、高い塀や鉄の扉で囲まれたものではございません。桜を施設の外や中で楽しみ、ピクニックをする方もいらっしゃいます。一方で地域移行を進めることも極めて重要」

条約19条「自立した生活及び地域社会への包容」をめぐる障害者権利委員会からの問いに、日本政府代表団として厚生労働省の担当者はこう切り出した。

会場で傍聴した山田悠平さん(37)＝東京都＝はあぜんとした。全国「精神病」者集団の運営委員で、精神障害者として初の審査を確かめたいとスイスまで赴いていた。周囲はざわめき、失笑が起きたという。

「政府は施設や病院にいても、桜が見られればいいと言っているようで、視点がズレていると思った」

山田さんは21歳のときに統合失調症を発症し、計4回で約1年半、精神科病院に入院。ある病院ではカギで管理される保護室で生活した。家族の事情で退院できない人、性的な被害を受けた女性もいた。地域での生活が当たり前でなく、入院せざるを得ない――。制度に何らかの「ひずみ」があるように感じてきた。

精神障害者の支援団体「やどかりの里」理事長の増田一世さん(66)は、「人口に占める精神科病床数の割合は先進国のなかで高いという推計もあり、条約が目指す地域生活には追いついていない」と言う。日本では他国に比べ、精神障害を抱える人が病院や施設で暮らすケースが多い。

OECDの14年の報告書で日本は、精神病床数が加盟国平均の約4倍だった。日本障害者協議会の藤井克徳代表と法政大の佐野竜平教授は、OECDに加盟する38カ国の1千人あたりの精神科病床数と各国の人口をもとに、各国の精神科病床数の推定値を算出。38カ国の合計の精神科病床数のうち日本が推定値で約37%を占め、最も高かった。

特別支援学級からの転校 断られ

審査では「インクルーシブ教育」がテーマに上がった。「法改正し、通常の学級に通うか特別支援学校に通うかは本人や保護者の意見を最大限尊重している」。文部科学省の担当者はそう説明した。

中学3年生の青木サラさん(14)と母親の弘美さん＝東京都＝も傍聴した。2歳のときにかかった突発性発疹が原因で高次脳機能障害がある。現在は学区内の中学校に在籍するが、小学校は特別支援学級に通った。小学生のとき、近所で遊んでいた子どもたちに入って声をかけると、「あの子障害者だ」と言われた。弘美さんは「このままではサラは切り離された存在になるし、他の子どもたちも障害のある人を知らないまま大人になる」と危機感をもった。

それをきっかけに小学4年生ごろから転校を考えた。だが教育委員会にあっても断られた。中に進む際、通常学級へ学希望を出すと学区内学校に通うことができ

インクルーシブ教育ぐっては、2013年校教育法が改正され害のある子どもは特別学校に通うという従来組みを改め、障害の状本人と保護者の意見を踏まえて就学先を決定るようになった。16年障害者差別解消法が施れ、障害者が壁を感じ活できるよう「合理的配慮」が明示された。

サラさんは現在中年。テストの問題用紙りがなを振ることや文拡大して印刷するなど少しでも理解しやすいような配慮を求めるが員の負担の問題などでできていないという